

セカシテ存權ノ獲得運動ヲ為スヘシ
起リテ生存權ノ獲得運動ヲ為スヘシ

安達 和

多數識者有テ之ニ際砲兵工廠ハ役ニ乏シク又病院ニ輸劑場
ヲ建築シテ無款ヲ費用ヲ投ジ識者有テ之ニ充テ今當リ
ヘ又 日本カ世界ノ三大強國トナルハ我々ノ力ヲカシテ吾々ノ國
家ニ對シテ充分義務ヲ果シテカキ今度ハ失業後ニ存
保証ヲ國家ニ要求スルハ吾々ノ權利ナル吾人ノ法律
範圍内ニ於テハ大運動ヲ惹起シ容テラレタル時ニ至ル
ヲ以テ運動トシテ戰ハカレハ吾々ノ志

別記目録

現行條約 町 丁目 五箇地
此上ノ各條目
此下ノ各條目
此下ノ各條目
此下ノ各條目

156

証 第 328
166 号

勞紀甲第 一八六號

大正十二年三月二十一日

寫

警視總監 赤池 濃

- 内務大臣 水野鍊太郎殿
- 陸軍大臣 山梨半造殿
- 海軍大臣 加藤友三郎殿
- 社會局長官 塚本清治殿
- 司法省 刑事局長殿
- 東京控訴院 檢事長殿
- 東京地方裁判所 檢事正殿
- 各廳府縣 長官殿